

様式第3号（第11条第2項関係）

| 議 事 概 要 書 | |
|----------------------|--|
| 第1回 玉野市成年後見制度利用促進審議会 | |
| 開 催 日 時 | 令和2年3月31日（火） 14時00分から15時10分まで |
| 開 催 場 所 | 玉野市役所 3階 大会議室 |
| 出 席 委 員 | 成年後見制度利用促進審議会委員：12名（委員総数12名） |
| 傍 聴 の 可 否 | 可 |
| 傍 聴 人 数 | なし |
| 審 議 概 要 | <p>1 開会</p> <p>2 委員紹介</p> <p>3 委嘱状交付式</p> <p>4 事務局職員紹介</p> <p>5 正副会長の選任</p> <p>6 長寿介護課による説明</p> <p>①玉野市成年後見利用促進審議会条例</p> <p>②国が進める成年後見利用促進制度の概要</p> <p>③市で取り組む計画策定、中核機関等</p> <p>④市の成年後見制度の利用状況等</p> <p>⑤来年度の審議会開催日程を含めたスケジュール案</p> <p>7 質疑</p> <p><委員></p> <p>後見制度の利用状況はどうか。</p> <p><家庭裁判所></p> <p>岡山県は中国地方の中では、比較的利用は進んでいる。しかし、後見制度が必要な方に十分利用されているかは疑問である。今後、いかに制度を利用しやすくするか、広報を含め裁判所としても検討していきたい。</p> <p><事務局></p> <p>今後、後見の利用ニーズも増えていくものと思われ、専門職後見人の確保とともに市民後見人の役割も求められてくると思われる。審議会で協議いただきたい。</p> <p><委員></p> <p>市長申立ての事例にはどのようなものがあるのか。</p> <p><事務局></p> <p>①判断能力が低下し、成年後見制度の利用が必要であるが、親族がいないため、申立てができない方、または、経済的理由で申立てができない方。②判断能力が低下しており、施設入所契約や、金銭管理の必要があるが、虐待等で、親族による申立てが難しい方等の例がある。</p> <p><委員></p> <p>先進地視察についてどのような内容か。</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p><事務局> 三豊市は香川県の西部に位置しており、人口は約 65,000 人、高齢者人口は約 23,000 人で、玉野市と同じような人口構造となっている。平成 30 年 10 月に三豊市成年後見制度利用促進審議会を設置し、平成 31 年 3 月に三豊市成年後見制度利用促進基本計画を策定している。三豊市の方は、市直営の地域包括支援センターがあり、そこで相談助言等を行っている状況である。</p> <p><委員> 三豊市の会議のこういったところを見ようとしているのかが気になる。</p> <p><事務局> もうすでに策定している市町村計画や、中核機関の権利擁護センターの運用状況の経緯を聞くことを予定している。</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p> |
| 特 記 事 項 | |
| 事 務 局 | 玉野市健康福祉部長寿介護課 電話 0863-32-5537 |